

アルコール検知器導入に伴う問題点を議論！ 処分あいきの会社の姿勢に異議あり！ 職場での不公平感解消！ 乗務員が直面している実態を訴える！！

「申2号 アルコール検知器による心身状況確認に関する申し入れ」
について業務委員会開催

名古屋地本は、9月21日、「申2号 アルコール検知器による心身状況確認に関する申し入れ」について業務委員会を行い、アルコール検知器導入以降のさまざまな問題について議論してきました。

社会全般がアルコールに対して厳しい状況の中、検知器を用いて客観的に証明するという趣旨に対しては何ら異議を申し立てるものではないし、酒気帯びを容認するものでもありません。

ただし、これまで人間の感覚に頼ってきたものが装置となり、どれほどの数値が検出されるかは知り得なかったところです。それに対し、いきなり厳しい処分を科すことには納得できません。

また、就業規則では全社員が酒気帯びでの勤務は禁止されています。職場には、指導添乗で運転席に添乗する管理者も居ます。当直助役は運転に関する業務を行っています。業務用自動車を運転する社員も居ます。にも関わらず、「アルコール検知器による心身状況確認」は乗務員だけが実施されています。これは如何なものでしょうか。安全面からもおかしいし、運転職場では不公平感が充満しています。

加えて、アルコール検知器の検知する数値そのものへの不審があります。パンを食べてもアルコールとして検知されます。うがい薬でも出ます。何で出るか分かりません。乗務員は、乗務員勤務の特殊性によって、さまざまな出勤時間で、出勤前にしか食事をとれない場合もあります。アルコール検知前はうっかり食事も出来ないのですから乗務員はたまったものではありません。

これら状況を訴え議論をしてきましたが、会社は杓子定規に答えるばかりで何ら職場の

実態を改めようとはしません。名古屋地本は、再度、申し入れの趣旨を述べ、職場の声を聞くよう申し入れ会議は終了しました。

【申し入れに対する会社回答】

1. アルコール検査で乗務不可となった乗務員に対して出された処分は、乗務する意志を持って出勤している社員に対して極めて理不尽な処遇である。処分内容も一回で減給という重い懲戒処分である。人間の感覚と装置の検出度合いの違いの理解は各人各々であり、初めて体験したことを踏まえ、これまで出した処分を撤回すること。

今後もアルコール検査による処分は科さないこと。処分ありきの姿勢を改め、これまでの処分を撤回すること。

【回答】 処分を撤回する考えはない。酒気帯び勤務の禁止については就業規則に定められているとおりでである

2. アルコール検査は出勤点呼時に行われているが、食事によるアルコール検出を恐れて検査前は食事も取れない。アルコール検査は任意のタイミングで行えるようにすること。

【回答】 そのような考えはない。

3. 管理者が添乗する場合、管理者もアルコール検査を実施すること。管理者がアルコール検査を行わない理由を明らかにすること。

【回答】 そのような考えはない。出勤時にアルコール検知器を使用するのは乗務が前提となる勤務の社員としている。

4. 私生活も含め、乗務員は体調管理に努めているところである。しかるに会社は、プロフェッショナルマインド等を唱えながら、全てを乗務員自身の自覚にのみ頼った施策しか実施していない。乗務員の生活に制約を加えるものであるので、会社は責任を持って何らかの基準を示し、それに相応する手当を新設すること。

【回答】 そのような考えはない。債務の本旨に従った労務の提供ができる体調で出勤することは何ら過度な要求ではない。

以 上